

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和3年1月22日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

(1) 小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の

実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(教育委員会)

件名	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設指導・支援担当課
内容	<p>小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対して今年度実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」）に基づく一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>なお、子どもへの人権侵害等の重大案件はなく、昨年度より文書指摘件数も大きく減少しており、概ね良好に運営されている。</p> <p>1 検査対象</p> <p>(1) 小規模保育事業所 14施設（全28施設中） (2) 家庭的保育事業者 45名（全138名中）</p> <p>2 指摘等種別</p> <p>(1) 文書指摘 支援法等関係法令等に違反する事案</p> <p>(2) 口頭指導 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事案</p> <p>(3) 助言指導 「文書指摘」又は「口頭指導」に該当せず、水準向上のための事案</p> <p>3 検査結果（主な内容）と現時点での対応 ※括弧書きは令和元年度件数</p> <p>(1) 小規模保育事業所</p> <p>ア 文書指摘：4件（12件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調乳担当者の健康チェックが未実施である 2件（1件） ・ 保護者に支払を求める理由を書面で説明していない 1件（0件） ・ 事業所等で調理していた食品を提供していた 1件（1件） <p>➡ 上記文書指摘4件については、年明けに開催予定の小規模保育事業者全体説明会での全事業者への注意喚起の前に、早速、今年度の指導検査対象外施設へ周知し、類似事例の有無を確認して是正を指示する。</p> <p>イ 口頭指導：18件（17件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導計画への長時間保育の位置づけが不十分である 6件（8件） ・ 重要事項に関する規程の掲示項目が不足している 3件（0件） ・ 経理規程を遵守していない 3件（0件） <p>➡ 口頭指導事項については、年明け開催予定の小規模保育事業者全体説明会において、指導検査結果を周知し、同内容の事例の有無と再確認、及び規程の遵守について指導する。</p>

ウ 助言指導：32件（58件）

- ・ 項目別に確認できる健康チェック表になっていない 6件（10件）
- ・ 予算決算関係書類を一部作成していない 4件（0件）
- ・ 保育日誌に、クラス単位の子どもの活動の様子が記載されていない 3件（1件）
- ・ 食育計画に反省欄を設けていない 3件（0件）
- ➡ 助言指導事項については、年明け開催予定の小規模保育事業者全体説明会において、指導検査結果を周知し、同内容の事例の有無と再確認、及び標準的な様式を示して、様式の再検討等を依頼する。

（2）家庭的保育事業者

ア 文書指摘：10件（29件）

- ・ 避難・消火訓練を実施していない月がある 4件（14件）
- ➡ 今年度の指導検査対象外事業者へ周知し、訓練実施の徹底を指示する。
- ・ 受託児の利用開始後の健康診断回数が不足している 4件（3件）
- ➡ 健診の時期に年2回、注意喚起しているが、早速、今年度の指導検査対象外事業者へ健診実施状況を確認し、未実施であれば実施を失念しないよう指導する。
- ・ 自己評価を実施していない 1件（0件）
- ➡ 評価は、年度末に実施するため、当該時期に改めて通知し、徹底する。
- ・ 1人で4人保育している時間帯がある 1件（6件）
- ➡ 今年度から、事業者から提出される書類を確認し、職員体制に不備がある場合は、事業者から状況をヒアリングして即座に改善させた。

イ 口頭指導：17件（31件）

- ・ 児童出欠簿（出席簿）等の記録内容が不適切である 4件（0件）
- ・ 月案及び週案の内容が不十分である 2件（7件）
- ➡ 今年度から、事業者から提出される書類（児童出欠簿）を確認し、書類上不備がある場合は、事業者から状況をヒアリングして即座に改善させた。
- ・ 重要事項に関する規程の掲示項目が不足している 2件（0件）
- ➡ 上記2件について、事業者へは、ひな型及び記載例を提示しているが、巡回訪問の中で確認し、改善すべき点があれば、その場で指導する。
- ・ 職員関連帳簿が保管されていない 2件（0件）
- ➡ 事業者へは「家庭的保育（保育ママ）の手引き」を配付しているが、改めて年明け開催予定の家庭的保育事業者全体説明会において、指導検査結果を周知し、保育室に備えておくべき書類リストのチェックを指示する。

	<p>ウ 助言指導：119件（107件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーテン、絨毯等が防炎性能を有していない 24件（20件） <ul style="list-style-type: none"> ➡ 平成29年10月に実施した家庭的保育事業者全体説明会において、防炎性能を有する物が必要になる場合の基準を説明し、買い替え時には防炎性能を有する物にするよう依頼しているが、安全性確保のため、支援策を検討しつつ、令和3年度の上半期までに防炎性能を有する製品への買い替えを徹底する。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、0.05%濃度に満たない次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用している 21件（0件） <ul style="list-style-type: none"> ➡ 早速、新型コロナウイルス対策として有効な希釈率の溶液作成方法を巡回訪問の中で資料を用い個別に周知していく。 ・ 給食開始後に検便を実施している 13件（0件） <ul style="list-style-type: none"> ➡ 検便は保健所に持ち込むため、緊急事態宣言中の実施は困難と見込まれたので日々の体調に留意し、保育再開後、速やかに検便を実施するよう周知したことから、今年度は本事案が多数発生したが、今後こうした事案は発生しないと思うが、改めて周知する。 ・ 労災保険に加入していない 10件（8件） <ul style="list-style-type: none"> ➡ すでに今年度検査対象外の事業者の調査は完了し、16名が未加入と判明したため、1月までに加入し、報告するように指示した。 ・ 事故を未然に防ぐための配慮や工夫が不足している 7件（4件） <ul style="list-style-type: none"> ➡ 早速、巡回訪問の中で施設の点検を実施し、改善すべき点があれば、その場で指導する。 <p>4 検査結果の特徴</p> <p>(1) 前年度末に重点的に避難・消火訓練の実施状況について事前調査を実施したため、例年指摘の多い当該項目の指摘が大きく減少した。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者で前年度指摘の多かった「1人で4人を保育している時間帯がある」については、保護者が契約時間より早めに預けに来た際に断れずに4人を保育する場合等が生じていたため、所管課から保護者にていねいに説明した結果、今年度の指摘数が減少した。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策として0.05%濃度の次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用するように、感染症予防マニュアルを配付し周知したが、全体説明会の中止により口頭での説明ができず、通常どおりの0.02%濃度のものを使用していたため助言指導が増加した。</p> <p>(4) カーテン、絨毯の防炎化については、個人宅であることから、改善されにくい面がある。</p>
<p>今後の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各事業者に対し検査結果を通知するとともに、区ホームページにて文書指摘事項を公表する 2 後日提出される改善報告書にて改善状況の確認を行うため現場調査も実施する 3 指摘の多い事項については、全体説明会等を通じて注意喚起を行うだけでなく所管課と連携して重点的に巡回訪問時などに指導・支援を行う